

第1回下川町再生可能エネルギー発電推進協議会（設立総会） 会議記録

- 開催日時 令和2年8月11日（火）18:00
- 開催場所 下川町役場4階中会議室
- 構成員の現在数 9名
- 出席した構成員数 8名
- 出席した構成員の氏名
 - ・下川町 栗原 一清（森林商工振興課長）
 - ・発電事業者 松岡 宏幸
(有)松岡牧場代表取締役、(有)下川フィードサービス代表取締役)
 - ・発電事業者 加藤 健太（北海道バイオマスエネルギー(株)代表取締役社長）
 - ・林業者（原料供給事業者） 越智 一博（越智重機林業社長）
 - ・農業団体 岡田 博英（北はるか農業協同組合下川支所長）
 - ・林業団体 阿部 勇夫（下川町森林組合代表理事）
 - ・関係住民、事業者 川島 大助（下川運輸(株)代表取締役）
 - ・学識経験者 石井 一英（北海道大学大学院工学研究院教授）
- 出席したオブザーバーの氏名
 - ・佐藤 京子（農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部長）
 - ・川端 匡（農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部食品企業調整官）
 - ・青木 陸（農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課員）
- 出席した事務局の氏名
 - ・山本 敏夫（下川町森林商工振興課バイオマス産業戦略室長）
 - ・伊東 拓馬（下川町森林商工振興課森林づくり専門員）

1. 開 会

事務局：開催趣旨説明

固定価格買取制度による売電を行っている発電設備（町内：(有)松岡牧場、(有)下川フィードサービス、北海道バイオマスエネルギー(株)）は電力需給バランスを調整する出力抑制の対象となっているが、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく「地域資源バイオマス発電設備」と認められた場合、固定価格買取制度における出力抑制ルール上の優遇措置を受けることができる。

この「地域資源バイオマス発電設備」として認定を受けるためには、再エネ発電を促進するための市町村基本計画を策定する必要があることから、農山漁村再生可能エネルギー法第 6 条に基づく関係事業者等を構成員とした協議会を設立し、市町村基本計画（素案）等について協議をお願いしたい。

2. 協議会規約（案）及び協議スケジュール（案）について

・事務局から資料に基づき説明 ⇒ 了承

（質疑）

石 井：地元でつくる協議会で町が事務局となって計画をつくり、計画の実施に関しては協議会で見守って進めていくような計画イメージか？

事務局：基本計画の素案の中にも毎年、発電事業者の設備整備計画を認定したところには、運転状況が計画どおり進んでいるか報告を求めており、そういったところを協議会で共有していきたい。

石 井：これから協議会で計画の面倒を見ていくという認識か？

事務局：状況に応じてとなるが、年に一回は開催していきたいと考えている。

阿 部：協議会の計画素案を町が認定するのか？

事務局：基本計画の素案から案を作成し、その案に対してご意見をいただくのが本協議会の役割。最終的に基本計画は町で策定する。

3. 役員選任について

・協議会規約第 8 条第 2 項の規定に基づき、会長・副会長は構成員の中から総会において選任（事務局の腹案で選任）⇒ 了承

会 長 北海道大学 石井教授

副会長 下川町森林組合 阿部組合長

4. 会長あいさつ

2 年前に下川町再エネ導入ロードマップ策定に関わり、それ以前にも廃棄物やバイオマスエネルギーの研究で下川町とはご縁がある。

この計画の一丁目一番地は規約にも記載のある「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー」に全てフィードバックされる。

計画の趣旨として、町としては、いかに町のために再生可能エネルギー事業を行っていくか。各発電事業者としては、サステイナブルに今後事業を計画的に進めていけるか。

5. 事務局長の任命について

- ・協議会規約第17条第3項の規定に基づき、事務局長は会長が任命
事務局長 山本室長

6. 農山漁村再生可能エネルギー法の概要について

- ・事務局から資料に基づき説明（北海道農政事務所補足説明）
（質疑）

石 井：地域資源バイオマス発電設備であって、出力制御が困難な場合でないと優遇措置は受けられないという理解でよいか？

農政事務所：そのとおり

石 井：地域資源バイオマス発電設備か否かは今回策定する計画で認定するのは分かるが、出力制御が困難か否かも計画で認定するのか？

農政事務所：計画では出力制御が困難か否かは認定しない。各発電事業者が北海道電力に対して「出力制御が困難である」ことを説明することになる。

石 井：つまり、町は地域資源バイオマス発電設備か否かを計画で認めて、「出力制御が困難な発電所」と認めるのは北海道電力となる。

阿 部：下川のサンルダム発電所はこれには該当しないか？

事務局：下川のサンルダムの発電所は北海道電力の子会社が行っており、その電力は北海道電力の電源なので対象外となる。

阿 部：北海道バイオマスエネルギー(株)は北海道電力から出資を受けているが、対象となるか？

事務局：北海道バイオマスエネルギー(株)は固定買取制度に則って発電しており、北海道電力からの出資の有無は関係ない。

川 島：地域材というが、「地域」の範囲は？

石 井：「地域」＝関係者の合意をとれる範囲と思っている。

農政事務所：基本計画は市町村単位で定めるが、複数の隣接する市町村で協議会をつくることも想定される。地域の明確な定義は定めていないが、全道を地域と考えるのは広すぎるため、一定の広域的なエリアをイメージして欲しい。

事務局：北海道バイオマスエネルギー(株)の集材範囲は道北というイメージか？

加 藤：そのとおり。最初は地元で集め、不足する場合になるべく周辺から集める考え。

事務局：家畜糞尿のバイオマスについては出力制御が困難な設備と位置づけられているのか？

農政事務所：そういうわけではない。地域資源バイオマス発電設備に該当する。

事務局：北海道電力に出力制御が困難であることを認めてもらう場合、市町村の基本計画がないといけないのか？

農政事務所：そういうわけではない。

事務局：(有)松岡牧場と(有)下川フィードサービスは基本計画がなくても、今すぐにでも北海道電力に対して出力制御が困難であることを協議することができるのか？

石 井：恐らく、そういうことになる。

阿 部：北海道電力に対しての協議は個別か協議会として行うのか？

事務局：対応は各発電事業者で行う。

7. 下川町再生可能エネルギー導入促進ロードマップについて

- ・事務局から資料に基づき説明

8. (有)松岡牧場及び(有)下川フィードサービスのバイオガスプラント概要について

- ・松岡社長から資料に基づき説明
- ・バイオガス発電のメリットとして、売電による収益だけでなく、発酵槽から出てくる消化液が非常に大きい。牛舎から出る家畜糞尿をそのまま牧草地に撒くと、糞尿が分解されず、牧草刈取時に糞尿まで刈り取ってしまい、餌に糞尿が混ざってしまうため大量に糞尿を撒けなかった。消化液は固形物が分解されて液状のため、草地に大量に撒いても残渣が残らない。悪臭や雑草の種も無いため、町内の農地にも散布しており、下川の農業に広く利用してもらっている。

(質疑)

石 井：現在の出力制御の状況は？

松 岡：北海道電力からこういった場合出力制御するという話は聞いているが、(有)松岡牧場では現在まで需給関係で止まったことはない。(有)下川フィードサービスは1回止まったことがある。

9. 北海道バイオマスエネルギー(株)の下川森林バイオマス熱電併給施設概要について

- ・加藤社長から資料に基づき説明
- ・材の買い方として、まずは下川で集め、その次に三井物産の社有林で集め、それでも足りない分を近隣の民有林から集めている。なるべく地元を優先しながら材を集めている。

10. 下川町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化基本計画（素案）について

・事務局から資料に基づき説明

（質疑）

石 井：目標では「今後 10 年間で再生可能エネルギー電気と森林バイオマス熱電併給等を 4,000kW 導入」とあるが、現状、既に 3,100kW 導入されており、残り 900kW 導入するとは読めないのでは、現状の値も記載して分かりやすく作文する方が良いでしょう。

また、今後 10 年間の目標は「再生可能エネルギー電気による非常時における地域への電力供給体制の構築」と「個別分散型の森林バイオマス熱電併給等の導入」の 2 つあるということでしょうか？

事務局：そのとおり

石 井：再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組みの内容について、家畜ふん尿バイオガス発電は、ふん尿処理対策、悪臭対策、消化液利用など、酪農業の健全な発展に繋がっていく旨や町内の原料を優先して利用している旨を追記した方が良いでしょう。また、非常時対応についても追記した方が良いでしょう。

事務局：分かりました。

農事事務所：ロードマップに記載がある未整備の再生可能エネルギーは基本計画には記載しないのか？

事務局：そういった視点は抜けていたので、ロードマップの導入方針に基づいた太陽光発電・森林バイオマス熱電併給・小水力発電などについて、農林業のメリットになるものについては基本計画に載せて、目標に繋がっていくイメージになるよう基本計画を修正したい。

11. その他

1) 今後の予定

・今回の協議会での意見を踏まえて事務局で基本計画（素案）を修正して、各構成員に内容を確認してもらう。その後、8 月下旬～9 月上旬頃からパブコメにかけ、約 1 ヶ月間実施し、第 2 回協議会で基本計画（案）を議論する。

2) 次回協議会

予 定：10 月 22 日（木）18：00～

予備日：10 月 29 日（木）18：00～

12. 閉 会

20 : 00 終了